

下水道法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）……………1

○下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）（抄）……………2

○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第十二条の二 特定施設（政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第八条（第二十五条の十において準用する場合を含む。第四項（第十二条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

5 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

6 第一項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第一項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（事故時の措置）

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に

対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(流域下水道管理者への通知)

第十二条の十 流域関連公共下水道の管理者は、第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七又は第十二条の八第三項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第十二条の五の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道(第二条第四号ロに該当する流域下水道(以下「雨水流域下水道」という。)を除く。次項において同じ。))の管理者に通知しなければならない。

2 流域関連公共下水道の管理者は、前条第一項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、同条第二項の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、速やかに、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

○下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百七十七号)(抄)

(下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設)

第九条の二 法第十二条の二第一項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条、第九条の四第一項及び第九条の九第一号において同じ。))に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)別表第一第六十六号の二に掲げる施設(同号ハに掲げる施設のうち温泉法(昭和二十三年法律第二百五号)第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。))とする。

(適用除外)

第九条の三 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。))からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第一項の規定による環境省令(水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。))により定められた次条第一項各号に掲げる物質に係る排水基準(水質排出基準を含む。以下この号、次条第四項及び第五項並びに第二十条第三号において同じ。))が当該下水について適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての物質に係る下水を排除するとき。
- 二 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として次条第一項に規定する物質の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道に当該物質に係る下水を排除するとき。
- 三 一の施設が水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設(以下「水質汚濁防止法特定施設」という。))となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。))が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に次条第一項第一号から第三十二号までに掲げる物質に係る下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。

イ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた日から六月（第九条の七第一号に掲げる施設である場合にあつては、一年）を経過したとき。

ロ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場であるとき。

ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質（ダイオキシン類に係るものを除く。）につき法第十二条の二第一項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）。

四 一の施設がダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設（以下「ダイオキシン類対策法特定施設」という。）となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道にダイオキシン類に係る下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。

イ 当該施設がダイオキシン類対策法特定施設となつた日から一年を経過したとき。

ロ 当該施設がダイオキシン類対策法特定施設となつた際既に当該工場又は事業場がダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場であるとき。

ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質（ダイオキシン類に係るものに限る。）につき法第十二条の二第一項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）。

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十二号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十三号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

- 一 カドミウム及びその化合物 一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
- 二 シアン化合物 一リットルにつきシアン一ミリグラム以下
- 三 有機燐りん化合物 一リットルにつき一ミリグラム以下
- 四 鉛及びその化合物 一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下
- 五 六価クロム化合物 一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
- 六 砒ひ素及びその化合物 一リットルにつき砒ひ素〇・一ミリグラム以下
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下
- 八 アルキル水銀化合物 検出されないこと。
- 九 ポリ塩化ビフェニル 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
- 十 トリクロロエチレン 一リットルにつき〇・三ミリグラム以下
- 十一 テトラクロロエチレン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下

- 十二 ジクロロメタン 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
- 十三 四塩化炭素 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
- 十四 一・二―ジクロロエタン 一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
- 十五 一・一―ジクロロエチレン 一リットルにつき一ミリグラム以下
- 十六 シス―一・二―ジクロロエチレン 一リットルにつき〇・四ミリグラム以下
- 十七 一・一―一トリクロロエタン 一リットルにつき三ミリグラム以下
- 十八 一・一・二―トリクロロエタン 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
- 十九 一・三―ジクロロプロペン 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
- 二十 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
- 二十一 二―クロロ―四・六―ビス(エチルアミノ)―一トリアジン(別名シマジン) 一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下
- 二十二 S―四―クロロベンジル $\parallel$ N・N―ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
- 二十三 ベンゼン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
- 二十四 セレン及びその化合物 一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下
- 二十五 ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきほう素十ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道又は当該流域下水道又は当  
 該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきほう素十五ミリグラム以下
- 二十六 フェノール類 一リットルにつき五ミリグラム以下
- 二十七 銅及びその化合物 一リットルにつき銅三ミリグラム以下
- 二十八 亜鉛及びその化合物 一リットルにつき亜鉛二ミリグラム以下
- 二十九 鉄及びその化合物(溶解性) 一リットルにつき鉄十ミリグラム以下
- 三十 マンガン及びその化合物(溶解性) 一リットルにつきマンガン十ミリグラム以下
- 三十一 クロム及びその化合物 一リットルにつきクロム二ミリグラム以下
- 三十二 ダイオキシシン類 一リットルにつき十ピコグラム以下
- 三十三 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。
- 3 第一項第三十三号に定める数値は、ダイオキシシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより二・三・七・八一四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシシンの量に換算した数値とする。

- 4 水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第一項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。
- 5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第三条第三項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該下水について第一項の基準（前項の規定が適用される場合にあっては、同項の基準）より緩やかな排水基準が適用されるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

（事故時の措置の規定が適用されない場合）

- 第九条の九 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号までに掲げる物質又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準に適合するとき。
  - 二 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二十六条に掲げる物質又は同令第三条の四各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。
  - 三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号までに掲げる物質又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

（除害施設の設置等に係る下水の水質の基準）

- 第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。次号において同じ。）からの放流水について水質排出基準が定められている場合 第九条の四第一項各号に規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）
- 二 条例の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水についてダイオキシン類に係る排水基準が定められている場合 第九条の四第一項第一号から第三十二号までに規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）及び当該条例に規定する基準
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 第九条の四第一項第一号から第三十二号までに規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同

項に規定する基準)

(放流水の水質検査)

第十二条 法第二十一条第一項(法第二十五条の十において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による第六条第一項、第三項及び第四項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての検査は、公共下水道又は流域下水道の各吐口(雨水吐の吐口及び分流式の公共下水道又は流域下水道の雨水を排除すべき吐口を除くものとし、放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちのいずれか一の吐口に限る。)からの放流水について、少なくとも毎月二回(ダイオキシン類についての水質検査にあつては、少なくとも毎年一回)、行うものとする。この場合において、検査に供する放流水は、当該放流水の水質に対する雨水の影響の少ない日において採取しなければならない。

2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、第九条の四第一項第一号から第三十二号までに掲げる物質のうち、処理区域内における特定施設の設定の状況、過去の水質検査の結果その他の事情を勘案して前項に規定する水質検査の回数及び時期による必要がないことが明らかであると認められるものについては、毎年二回を下らない範囲内において同項に規定する水質検査の回数及び時期と別の回数及び時期を定めることができる。

3 法第二十一条第一項の規定による第六条第二項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての検査は、同項に規定する各吐口(放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちのいずれか一の吐口に限る。)からの放流水について、毎年、同項に規定する時のうち少なくとも一回、行うものとする。

4 前三項のほか、放流水の水質が著しく悪化していると疑われる事情があるときは、必要な水質検査を行うものとする。

5 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、第一項、第二項又は前項の規定にかかわらず、一の項目について水質検査を行うことにより他の項目に係る第六条の技術上の基準に適合することが明らかであると認められる場合においては、当該他の項目について水質検査を行わないことができる。

6 第一項から第四項までの水質検査をしたときは、検査に供した放流水を採取した日時及び場所その他国土交通省令・環境省令で定める事項を明らかにしてその結果を記録し、これを五年間保存しておくなければならない。